

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	<p style="text-align: center;">有料施設の使用料の減免</p> <p>金岡公園（体育館・陸上競技場・野球場・テニスコート）、家原大池体育館、原池公園（体育館・スケートボードパーク・野球場）、大浜公園（野球場・テニスコート・相撲場）、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、白鷺公園野球場、土居川公園テニスコート</p>	
根拠条例等・条項	<p style="text-align: center;">堺市公園条例 第21条の2</p>	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	<p style="text-align: center;">スポーツ 部 スポーツ施設課</p>
審 査 基 準	<p>(根拠条例)</p> <p>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等（有料施設使用料を含む。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。 (堺市公園条例第31条第5項)</p> <p>(基準)</p> <p>○使用料等の減免等</p> <p>条例第21条の2の規定に基づき使用料等を減額し、又は免除することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)本市又は公園等を管理する指定管理者が主催する行事又は事業のために使用する時。 全額</p> <p>(2)市長が特に認めるとき。 別に市長が定める額 (堺市公園条例施行規則第14条第1項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	